



平成 30 年 1 月 25 日

各 位

会社名 株式会社エイチ・アイ・エス  
代表者名 代表取締役 会長 兼 社長 社長執行役員  
グループ最高経営責任者 澤田 秀雄  
(コード番号 9603 東証第一部)  
問合せ先 取締役 上席執行役員  
最高人事責任者 坂口 克彦  
TEL 03-5908-2070

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年12月8日開催の取締役会において、定款の一部変更について次のように決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

迅速な意思決定による経営の効率化を一層推し進めるために定款の一部につき変更を行うものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成30年1月25日
定款変更の効力発生日	平成30年1月25日

以上

# 株式会社エイチ・アイ・エス定款一部変更案新旧対照表

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 3 章 株主総会</p>	<p>第 3 章 株主総会</p>
<p>第 11 条及び第 12 条 (条文省略)</p> <p>(招集者及び議長)</p> <p>第 13 条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>第 11 条及び第 12 条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、その議長となる。</p> <p>② 代表取締役が複数いるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ選定した代表取締役がこれに当たる。</p> <p>③ 前 2 項に定める者に事故があるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</p>
<p>第 14 条から第 16 条まで (条文省略)</p>	<p>第 14 条から第 16 条まで (現行どおり)</p>
<p>第 4 章 取締役及び取締役会</p>	<p>第 4 章 取締役及び取締役会</p>
<p>第 17 条から第 20 条まで (条文省略)</p>	<p>第 17 条から第 20 条まで (現行どおり)</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 21 条 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、取締役会長、取締役副会長及び取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役等)</p> <p>第 21 条 (現行どおり)</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、代表取締役の中から、取締役会長及び取締役社長各 1 名を選定することができる。</p>
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故あるときは、取</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議をもってあらかじめ選定した代表取締役が招集し、その議長となる。</p>

# 株式会社エイチ・アイ・エス定款一部変更案新旧対照表

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)が取締役会を招集し、その議長となる。</p> <p>③ 前二項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</p> <p>第 23 条から第 28 条まで (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 29 条から附則まで (条文省略)</p>	<p>② <u>前項にて選定された者に事故あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)が取締役会を招集し、その議長となる。</u></p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>第 23 条から第 28 条まで (現行どおり)</p> <p><u>(執行役員)</u></p> <p>第 29 条 <u>当社は、取締役会の決議によって執行役員を選任し、業務を分担して執行させることができる。</u></p> <p>② <u>執行役員に関する事項は、取締役会決議で定める執行役員規程による。</u></p> <p>第 30 条から附則まで (現行どおり)</p>